

第4章 自然環境の状況

1 保護地域制度

(1)環境緑地保護地区

市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区を道知事が環境緑地保護地区として指定しており、北広島市においては、4ヶ所が指定されています。

表 4-1 環境緑地保護地区

名称	指定区域	面積	備考
西の里環境緑地保護地区	西の里 86 他 25 筆	24.54ha	市街地周辺地及び道路沿地の環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護
島松環境緑地保護地区	島松 1 他 17 筆	57.93ha	
富ヶ岡環境緑地保護地区	富ヶ岡 471 の 1 他 6 筆	12.03ha	
南里環境緑地保護地区	富ヶ岡 683 他 12 筆	40.88ha	
指定年月日:昭和 47 年 3 月 25 日			

(2)学術自然保護地区

動物の生息地、植物の植生地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区を道知事が学術自然保護地区として指定しており、北広島市においては 2 カ所が指定されています。学術自然保護地区内においては、植物の採取、動物や鳥類の卵の捕獲、岩石の採取、火入れ等の行為が禁止されています。

表 4-2 学術自然保護地区

名称	指定地域	面積	備考
椴山学術自然保護地区	西の里 1085	5.92ha	トドマツ純林生育地の保護
原々種農場林学術自然保護地区	西の里 1094-1	48.87ha	野幌台地の原植生としての針広混交林生育地の保護
指定年月日:昭和 47 年 3 月 25 日			

(3)特別緑地保全地区

都市緑地法では、都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地で、地域の伝統的、文化的意義を有するもの、風致又は景観が優れた地域住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの、動植物の生息・生育地として保全の必要があるもの等について、その区域を特別緑地保全地区として指定することができると規定されています。

特別緑地保全地区に指定された区域内にお

いては、建築物、工作物の建設等、宅地の造成等、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓等について、道知事の許可を受けなければすることができません。

北広島市では、良好な自然環境を形成し、貴重な野生生物の生息地である南の里の市有地と北海道所有地などを合わせた 183haを、平成 17 年 10 月に南の里特別緑地保全地区として指定しています。

(4)鳥獣保護区

野生鳥獣の保護・繁殖を図るため、植生・地形が鳥獣の生息に適し、かつ鳥獣の生息密度の高い地域やタンチョウなどの特定鳥獣の生息地などが鳥獣保護区に指定されています。また、鳥獣保護区のうち鳥獣の保護、繁殖のため特に必要な区域は特別保護地区に指定されています。鳥獣保護区の中では、鳥獣の捕獲や

殺傷が禁止されており、特別保護地区の中では、立木の伐採や工作物を設置する場合などには許可が必要になることがあります。

北広島市では、55 林班の全域と西の里の一部(市有地・民有地)が「野幌鳥獣保護区」に、56 林班の全域が「野幌鳥獣保護区特別保護地区」に指定されています。

表 4-3 鳥獣保護区

指定区域		区域の区分	面積	備考
55 林班(区域一円)		鳥獣保護区	約 40ha	国有林
56 林班(区域一円)		特別保護地区	約 48ha	国有林
西の里の一部	市有地	鳥獣保護区	約 1ha	—
	民有地		約 27ha	—
備考				
1 55・56 林班は江別市にもまたがっています。上記の面積は、それぞれの林班のうちの北広島市内部分の面積です。				
2 指定期間				
昭和 44 年 10 月 1 日から昭和 60 年 9 月 30 日まで(国設鳥獣保護区)				
昭和 60 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで(道設鳥獣保護区)				
平成 17 年 10 月 1 日から平成 37 年 9 月 30 日まで(道設鳥獣保護区)				

(5)トドマツ特別天然記念物(これまでの推移)

大正 10 年、旧農林省北海道林業試験場の試験林のうち、原生状態を比較的保持していた合計 320.5ha が、日本北部の代表的原始林であり「原始林稀有の林相に該当し、保存の要あり」との理由から、「史跡天然記念物野幌原始林」に指定されました。

指定当時は、針葉樹 57%、広葉樹 43%、針葉樹はほとんどがトドマツで、わずかにエゾマツ、イチイを含んでいました。

第 2 次世界大戦の末期には攪乱により姿を消した地域もありましたが、昭和 27 年には、トドマツが消滅した部分も含めて、特別天然記念物に指定されました。

その後、台風等の被害により昭和 34 年に特別天然記念物の大半が指定を解除され、現在は、北広島市の一団地(59、60、63 林班)のみ

が残されていますが、その後に進行した風害や虫害のため、トドマツ林はすべて壊滅し、現在はその姿を見ることができません。

図 4-1 は、1970 年当時の JR 千歳線の南側、丘陵斜面にあり、残存する特別天然記念物の中では最も整っていたトドマツ林だった野幌国有林第 59 林班「ぬ」小班にある帯状区(50×50)m²の林木配置と樹冠投影を示しています。

この帯状区では、樹高 20~27m、胸高直径 40~58 cm のトドマツ 13 本(うち 1 本は枯損木)が見られましたが、灌木層は多くの広葉樹の稚樹に占められ、衰退したトドマツ林であることが当時の調査時に推察されました。(参考文献: 舘脇 操・五十嵐 恒夫: 北海道石狩国野幌森林の植物学的研究(札幌営林局, 1973))

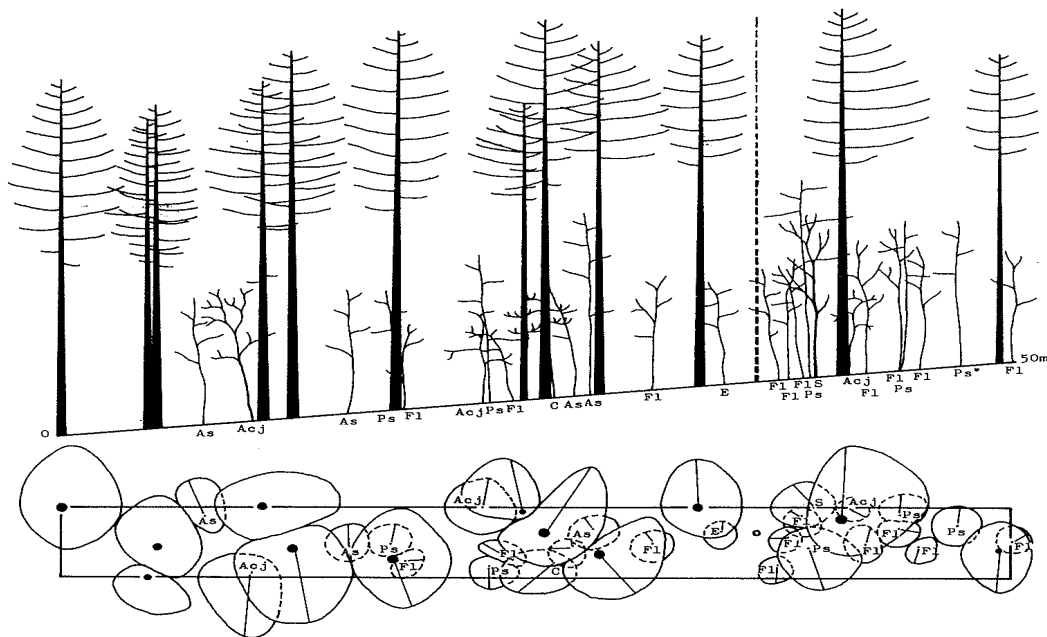


図 4-1 1970 年調査時の野幌国有林第 59 林班「ぬ」小班内の带状区トドマツ・チシマザサ基群集
 館脇 操・五十嵐 恒夫:北海道石狩国野幌森林の植物学的研究(札幌営林局, 1973)

2 自然とのふれあい

(1)道立自然公園

北広島市では、55・56 林班(国有林)の全域と西の里の一部(市有地・民有地)が「道立自然公園野幌森林公園」として、指定されています。道立自然公園内で、自然を損なうおそれのある

行為、例えば、立木の伐採、土石の採取、建物などの工作物の設置等については、法律や条例により規制されていて、許可や届出が必要となっています。

表 4-4 道立自然公園指定区域

指定区域		区域の区分	面積	備考
55 林班(区域一円)		第 3 種特別地域	40ha	国有林
56 林班(区域一円)		第 1 種特別地域	48ha	国有林
西の里の一部	市有地	普通地域	1ha	—
	民有地		27ha	—
備考				
1 区域の区分				
第 1 種特別地域:特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域				
第 2 種特別地域:第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要34な地域				
第 3 種特別地域:特別地域のうちで風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域				
普通地域:道立自然公園のうち特別地域に含まれない区域				
2 55・56 林班は江別市にもまたがっています。上記の面積は、それぞれの林班のうちの北広島市内部分の面積です。				
3 指定年月日 昭和 43 年 5 月 15 日				

(2)北広島レクリエーションの森(レクの森)

レクの森は、道立北広島高校の向かいにある国有林の一部を北広島市が林野庁から借り受け、昭和 55 年から施設の整備を進めてきたところ。レクの森には、自然観察や体験学習のセンターとして利用できる研修棟や炊事場を備えた林間学園、起伏に富んだ地形を利用したアスレチックコースのある冒険の森の他、野鳥観察小屋や外周約 4 キロの散策路などがあります。

樹木や沢などの自然の多くがそのままの形で残されているため、大自然を体験できる格好の場所となっています。



野鳥観察会

北広島市では、自然環境をもっと身近に感じてもらうために、毎年北広島レクリエーションの森で野鳥観察会を実施しています。

散策路を歩きながら、鳥類の姿や鳴き声を確認し、野鳥の生息調査も兼ねて行っています。



3 自然環境保全に関する施策

(1)自然保護監視員の配置

環境緑地保護地区などの管理・監視等を行い、自然環境等の保全を図ることを目的として、北海道自然環境等保全条例に基づき、北海道知事より自然保護監視員に森下徹氏が任命されています。任期は平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までです。監視担当区域は、西の里、島松、富ヶ岡、南里環境緑地保護地区、楸山、原々種農場林学術自然保護地区で、年間巡視回数は 14 日間となっています。

(2)鳥獣保護員の配置

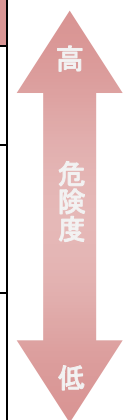
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に係る業務及び鳥獣の生育状況等に関する調査等を行うために、北海道知事より鳥獣保護員に鈴木暁氏が任命されています。任期は平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までです。監視担当区域は、北広島市一円で、年間巡視日数は 28 日間となっています。

(3)北海道レッドデータブック

北海道に生息する野生生物のうち、絶滅のおそれがあるとして北海道が選定した種のリストを「北海道レッドデータブック」といいます。このリストに掲載された生物は、その生息状況等により 8 つに分類されており(表 4-5 参照)、絶滅種としてはオオカミやカワウソ、トキ、チョウザメなどが指定されています。(資料編P29 表D-1)

表 4-5 北海道レッドデータブックの分類

カテゴリー	区分
絶滅種	
野生絶滅種	
絶滅危機種	絶滅のおそれのある種
絶滅危惧種	
絶滅危急種	
希少種	
地域個体群	
留意種	



(4) 外来生物対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)が、平成 17 年 6 月 1 日に施行されました。外来生物法は、特定外来生物の輸入、飼養等を規制するとともに、防除を促進することで生態系、人の生命もしくは身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

平成 16 年 10 月には、被害の防止に関する基本構想等を盛り込んだ特定外来生物被害防止基本方針が策定され、これに基づき、現在表

4-6 に示す生物が特定外来生物に指定されています。このうち北広島市内においては、アライグマ、オオハンゴンソウ、セイヨウオオマルハナバチが確認されています。

また、北海道においても外来種の実態を把握し、対策の基礎資料とするために作成された道内の外来種リスト「北海道ブルーリスト 2004」を改訂した「北海道ブルーリスト 2010」が、平成 22 年 6 月に作成されています。(資料編P29 表D-2)

表 4-6 外来生物法に基づく主な特定外来生物のリスト

分類群	種 名
哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスカラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、ジャワマングース、シママングース、アキシスジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シフゾウ、キョン
鳥類	ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングステイケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホムレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル(キューバアマガエル)、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚 類	チャンネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロッパパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
クモ・サソリ類	Atrax 属、Hadronyche 属、L. reclusa、L. laeta、L. gaucho、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ、キョクトウサソリ科
甲殻類	Astacus 属、Cherax 属、モクズガニ属(モクズガニを除く)、ウチダザリガニ、ラステイクレイフィッシュ
昆虫類	テナガコガネ属(ヤンバルテナガコガネを除く)、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオオマルハナバチ、ヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植 物	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ、スパルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ

(5)アライグマ・アメリカミンク対策

ペットとして輸入された北米原産のアライグマは、日本各地で野生化したことから、「特定外来生物」に指定されています。北海道でも野生化したアライグマの分布が拡大しており、農業等被害の増大や生態系への影響が懸念されています。

北広島市内では平成9年度からアライグマの防除等の対策を行っており、平成18年度からは外来生物法に基づき、同じく特定外来生物であるアメリカミンクを含めた防除を実施しています。

平成22年度は、市の防除により28頭、道の取り組みも含めると合計60頭のアライグマを箱ワナにより捕獲しています。

アライグマの市の捕獲頭数は前年度より増加しましたが、依然として市内においては農業被害が発生していることから、今後も、野生化アライグマの完全排除を最終目標とした「北海道アライグマ・アメリカミンク防除実施計画」に基づき、北海道と連携して捕獲事業を進めていきます。